

平成30年12月

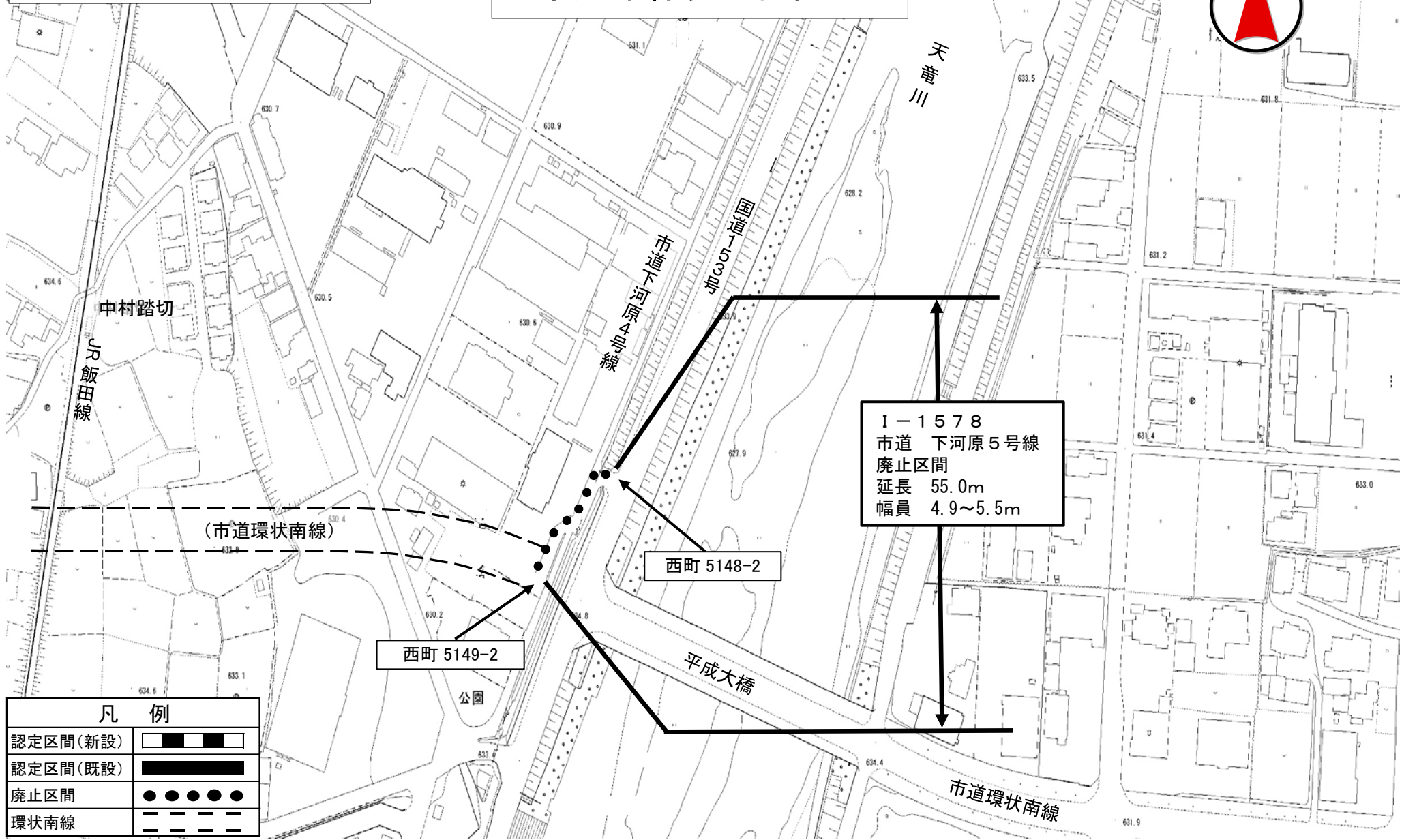
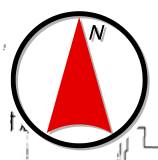
伊那市議会定例会議案
関係資料

平成30年11月26日

平成30年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	市道路線廃止位置図	3
議案第1号関係資料(2)	市道路線変更位置図	4
議案第1号関係資料(3)	市道路線認定位置図	5
議案第2号関係資料(1)	市道路線廃止位置図	6
議案第2号関係資料(2)	市道路線廃止位置図	7
議案第2号関係資料(3)	市道路線廃止位置図	8
議案第3号関係資料	伊那市手数料徴収条例新旧対照表	9
議案第4号関係資料	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表	10
議案第5号関係資料	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表	11
議案第6号関係資料	伊那市農業公園条例新旧対照表	12

市道路線廃止位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
環状南線	

議案第1号関係資料(2)

市道路線変更位置図



I-1267
市道 下河原4号線
変更後区間
延長 369.9m
幅員 2.5~4.7m

I-1267
市道 下河原4号線
認定区間
延長 92.6m
幅員 4.0m

西町 5139-12

I-1267
市道 下河原4号線
既認定区間
延長 360.3m
幅員 2.5~4.7m

西町 5151-2

I-1267
市道 下河原4号線
廃止区間
延長 83.0m
幅員 2.5~4.7m

西町 5154-2

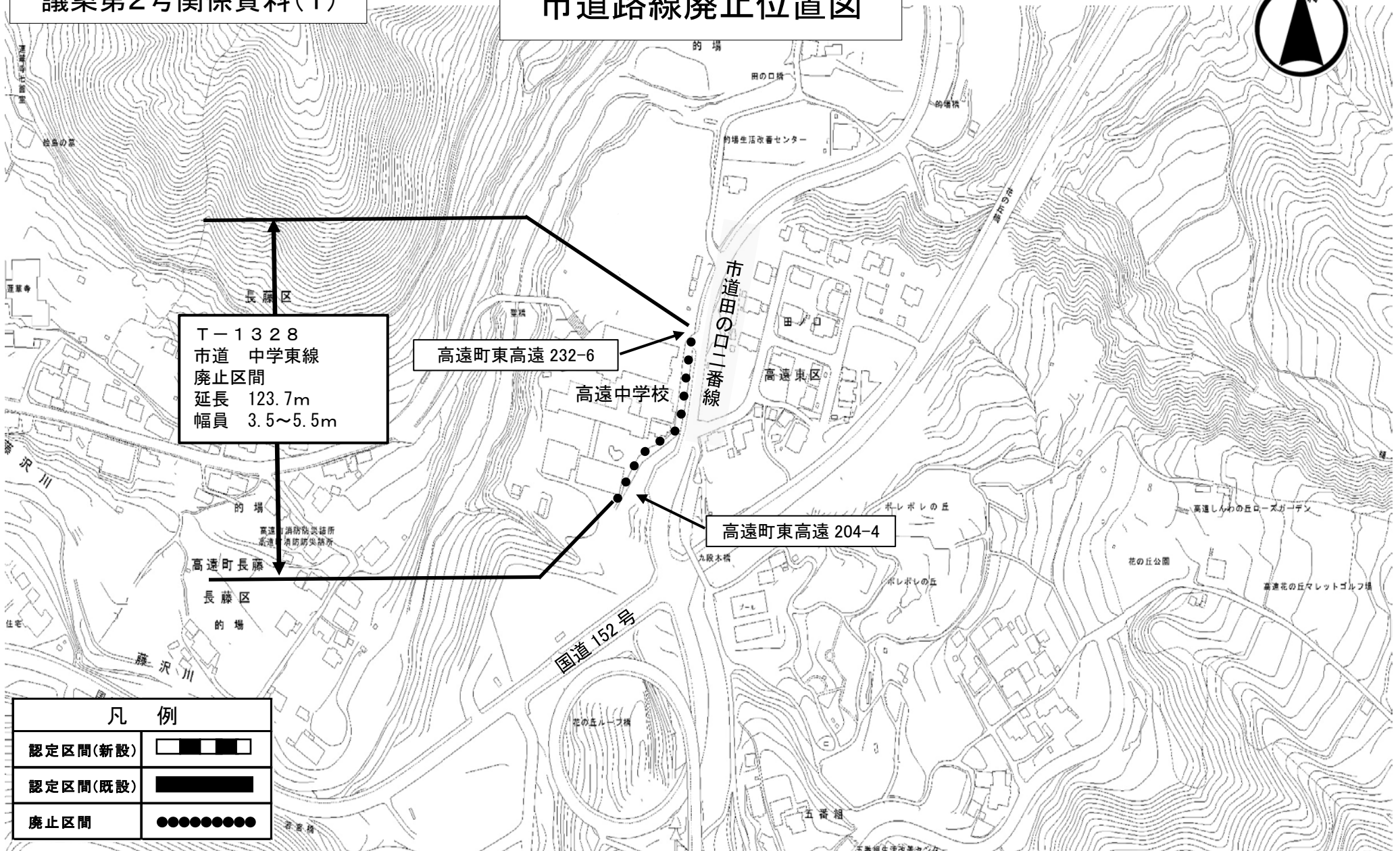
凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
環状南線	

議案第1号関係資料(3)

市道路線認定位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
環状南線	



T-1328
市道 中学東線
廃止区間
延長 123.7m
幅員 3.5~5.5m

高遠町東高遠 232-6

高遠町東高遠 204-4

凡 例	
認定区間(新設)	▬
認定区間(既設)	▬
廃止区間	●●●●●●●●

市道路線廃止位置図



高遠町藤沢 700

市道西方線

高遠町藤沢 700

T-1443
市道 一長沢線
廃止区間
延長 263.1m
幅員 2.2~3.0m

凡 例

認定区間(新設)	▬▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●●

市道路線廃止位置図



高遠町藤沢 6865-1

市道硫黄沢線

高遠町藤沢 6865-1

T-1813
市道 硫黄沢支線
廃止区間
延長 79.6m
幅員 2.0~4.2m

凡 例	
認定区間(新設)	▬
認定区間(既設)	▬
廃止区間	●●●●●●●●

議案第3号関係資料

伊那市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第1 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料		別表第1 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料	
手数料を徴収する事務		手数料を徴収する事務	
略		略	
3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務	略 戸籍の附票の写し <u>1通につき 300円</u>	3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務	略 戸籍の附票の写し <u>窓口における交付</u> <u>多機能端末機による交付</u> <u>1通につき 250円</u>
略		略	
9 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく事務	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記録事項を証明した書面の交付 <u>1通につき 450円</u>	9 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく事務	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記録事項を証明した書面の交付 <u>窓口における交付</u> <u>多機能端末機による交付</u> <u>1通につき 400円</u>
略		略	
備考 略		備考 略	
別表第3 (第2条関係) その他の事務に係る手数料		別表第3 (第2条関係) その他の事務に係る手数料	
手数料を徴収する事務		手数料を徴収する事務	
1 所得に関する証明	<u>1件につき 300円</u>	1 所得に関する証明	<u>窓口における交付</u> <u>多機能端末機による交付</u> <u>1件につき 250円</u>
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第4号関係資料

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第78条の2の2第1項並びに</u>第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、<u>共生型地域密着型サービスの事業及び</u>指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p>

議案第5号関係資料

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のをいう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、<u>同号に規定する日までの間に修了したもの</u>とみなす。</p> <p>2 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)については、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までの間は、この条例による改正後の伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)を修了しているものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員研修のうち最初のをいう。次項において同じ。)以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3～4 略</p>

議案第6号関係資料

伊那市農業公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 みはらしファームに次の施設を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>交流促進施設</td> <td><u>みはらしファーム交流促進施設</u></td> <td>伊那市西箕輪3416番地1</td> </tr> <tr> <td>地域食材提供施設</td> <td><u>みはらしファームバーベキューガーデン</u></td> <td>伊那市西箕輪3900番地100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	施設区分	名称	位置	略			交流促進施設	<u>みはらしファーム交流促進施設</u>	伊那市西箕輪3416番地1	地域食材提供施設	<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	伊那市西箕輪3900番地100	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 みはらしファームに次の施設を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>交流促進施設</td> <td><u>交流促進施設やってみらし</u></td> <td>伊那市西箕輪3416番地1</td> </tr> <tr> <td>地域食材提供施設</td> <td><u>バーベキューガーデン</u></td> <td>伊那市西箕輪3900番地100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	施設区分	名称	位置	略			交流促進施設	<u>交流促進施設やってみらし</u>	伊那市西箕輪3416番地1	地域食材提供施設	<u>バーベキューガーデン</u>	伊那市西箕輪3900番地100
施設区分	名称	位置																							
略																									
交流促進施設	<u>みはらしファーム交流促進施設</u>	伊那市西箕輪3416番地1																							
地域食材提供施設	<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	伊那市西箕輪3900番地100																							
施設区分	名称	位置																							
略																									
交流促進施設	<u>交流促進施設やってみらし</u>	伊那市西箕輪3416番地1																							
地域食材提供施設	<u>バーベキューガーデン</u>	伊那市西箕輪3900番地100																							
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>手作りパン工房 麦の家</td> <td>(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>みはらしファーム交流促進施設</u></td> <td>(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>みはらしファームバーベキューガーデン</u></td> <td>(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。	<u>みはらしファーム交流促進施設</u>	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。	<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>手作りパン工房 麦の家</td> <td>(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>ドッグラン</u></td> <td><u>(1) ドッグランの維持管理及び運営に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>交流促進施設やってみらし</u></td> <td>(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>バーベキューガーデン</u></td> <td>(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。	<u>ドッグラン</u>	<u>(1) ドッグランの維持管理及び運営に関すること。</u>	<u>交流促進施設やってみらし</u>	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。	<u>バーベキューガーデン</u>	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。		
名称	業務																								
略																									
手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。																								
<u>みはらしファーム交流促進施設</u>	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。																								
<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。																								
名称	業務																								
略																									
手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。																								
<u>ドッグラン</u>	<u>(1) ドッグランの維持管理及び運営に関すること。</u>																								
<u>交流促進施設やってみらし</u>	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。																								
<u>バーベキューガーデン</u>	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。																								

旧	新																																												
<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="114 347 1095 724"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">開業時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>みはらしファーム交流促進施設</u></td> <td colspan="2">午前9時から午後5時まで(ただし、お菜洗い場は、午前9時から午後3時まで)</td> <td>年末年始(ただし、お菜洗い場は、1月から10月まで)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>みはらしファームバーベキューガーデン</u></td> <td>4月から9月まで</td> <td>午前10時から午後7時まで</td> <td rowspan="2"><u>11月から翌年の3月まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>10月</u></td> <td>午前10時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	開業時間		休業日	略				<u>みはらしファーム交流促進施設</u>	午前9時から午後5時まで(ただし、お菜洗い場は、午前9時から午後3時まで)		年末年始(ただし、お菜洗い場は、1月から10月まで)	<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	4月から9月まで	午前10時から午後7時まで	<u>11月から翌年の3月まで</u>	<u>10月</u>	午前10時から午後5時まで	略				<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 347 2130 724"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">開業時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>交流促進施設やつてみらっし</u></td> <td colspan="2">午前9時から午後5時まで(ただし、お菜洗い場は、午前9時から午後3時まで)</td> <td>年末年始(ただし、お菜洗い場は、1月から10月まで)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>バーベキューガーデン</u></td> <td>4月から9月まで</td> <td>午前10時から午後7時まで</td> <td rowspan="2"><u>年末年始</u></td> </tr> <tr> <td><u>10月から3月まで</u></td> <td>午前10時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	開業時間		休業日	略				<u>交流促進施設やつてみらっし</u>	午前9時から午後5時まで(ただし、お菜洗い場は、午前9時から午後3時まで)		年末年始(ただし、お菜洗い場は、1月から10月まで)	<u>バーベキューガーデン</u>	4月から9月まで	午前10時から午後7時まで	<u>年末年始</u>	<u>10月から3月まで</u>	午前10時から午後5時まで	略			
名称	開業時間		休業日																																										
略																																													
<u>みはらしファーム交流促進施設</u>	午前9時から午後5時まで(ただし、お菜洗い場は、午前9時から午後3時まで)		年末年始(ただし、お菜洗い場は、1月から10月まで)																																										
<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	4月から9月まで	午前10時から午後7時まで	<u>11月から翌年の3月まで</u>																																										
	<u>10月</u>	午前10時から午後5時まで																																											
略																																													
名称	開業時間		休業日																																										
略																																													
<u>交流促進施設やつてみらっし</u>	午前9時から午後5時まで(ただし、お菜洗い場は、午前9時から午後3時まで)		年末年始(ただし、お菜洗い場は、1月から10月まで)																																										
<u>バーベキューガーデン</u>	4月から9月まで	午前10時から午後7時まで	<u>年末年始</u>																																										
	<u>10月から3月まで</u>	午前10時から午後5時まで																																											
略																																													
<p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>ドッグラン</u>の利用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、公益上特に必要と認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>3 <u>既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>																																													
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 <u>お菜洗い場</u>の利用者は、<u>お菜洗い場</u>の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用料金の額を、<u>別表第2</u>に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 <u>ドッグラン及びお菜洗い場</u>の利用者は、<u>ドッグラン及びお菜洗い場</u>の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用料金の額を、<u>別表</u>に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 略</p>																																												

旧	新									
<p>(使用許可の取消し等) 第12条 略</p>	<p>(使用許可の取消し等) 第11条 略</p>									
<p>(原状回復の義務) 第13条 略</p>	<p>(原状回復の義務) 第12条 略</p>									
<p>(損害賠償の義務等) 第14条 略</p>	<p>(損害賠償の義務等) 第13条 略</p>									
	<p>(市長による管理)</p> <p>第14条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第4条第3号に規定する施設の管理を自ら行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合における第5条、第6条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 943 2134 1129"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 943 1361 1054">第5条</td> <td data-bbox="1361 943 1738 1054">指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て</td> <td data-bbox="1738 943 2134 1054">市長は、特に必要があると認めるときは</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1054 1361 1093">第6条</td> <td data-bbox="1361 1054 1738 1093">指定管理者</td> <td data-bbox="1738 1054 2134 1093">市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1093 1361 1129">別表</td> <td data-bbox="1361 1093 1738 1129">利用料金</td> <td data-bbox="1738 1093 2134 1129">使用料</td> </tr> </tbody> </table>	第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは	第6条	指定管理者	市長	別表	利用料金	使用料
第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは								
第6条	指定管理者	市長								
別表	利用料金	使用料								
	<p>(使用料)</p> <p>第15条 第10条の規定にかかわらず、市長が管理する施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上特に必要と認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>									

旧		新	
(委任) 第15条 略		(委任) 第16条 略	
別表第1 (第10条関係)		別表 (第10条関係)	
名称	区分	使用料	
ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日まで	12,000円
		1回につき	300円
	2頭目以降1頭につき (同一使用者の場合に限る。)	4月1日から翌年3月31日まで	6,000円
		1回につき	100円
別表第2 (第11条関係)		別表 (第10条関係)	
名称	区分	利用料金	
略	1頭	1年間	12,000円
		1回につき	300円
	2頭目以降1頭につき (同一使用者の場合に限る。)	1年間	6,000円
		1回につき	100円
略		略	
備考 略		備考 略	